

新しく生まれ変わった「Standardシリーズ」をあなたに

2025年7月24日(木)、第一法規の税務・会計データベース「Standardシリーズ」がリニューアルいたしました。

The screenshot shows the homepage of the newly updated Standard series databases. At the top, there is a navigation bar with a logo, a search bar labeled "一括検索" (Batch Search), and buttons for "ガイド" (Guide) and "ログアウト" (Logout). Below the navigation bar, there is a search bar with the placeholder text "「DHC Premium」「Standard」「税務キーワードWEB」の解説・Q&Aを一括検索できます。" (You can perform a batch search for explanations and Q&A about 'DHC Premium', 'Standard', and 'Tax Keyword WEB'). The main content area is divided into three sections: DHC Premium, Standard, and Tax Keyword WEB. Each section has its own search bar and a list of topics or services available.

- DHC Premium**
 - ① コンメンタール法人税法Digital
 - ② 法人税通達逐条解説Digital
 - ③ コンメンタール相続税法Digital
 - ④ 消費税通達逐条解説Digital
 - ⑤ 会社税務証明Digital
 - ⑥ コンメンタール×所得税税務証明Digital
 - ⑦ 相続税通達逐条解説Digital
 - ⑧ コンメンタール国税通則法Digital
 - ⑨ 会社税務事例Digital
 - ⑩ 所得税通達逐条解説Digital
 - ⑪ コンメンタール消費税法Digital
- Standard**
 - ① 会社税務の実務WEB
 - ② 相続税Q&AWEB
 - for succession
 - for corporate management
 - ③ 会社の税務Q&AWEB
 - ④ 土地評価Q&AWEB
 - ⑤ 事業承継・相続の実務と対策WEB
 - ⑥ 非公開会社の法務と税務WEB
 - ⑦ 所得税Q&AWEB
 - ⑧ 株式評価Q&AWEB
 - ⑨ 企業承継の実務と対策WEB
 - ⑩ グループ法人税制の実務WEB
 - ⑪ 源泉所得税Q&AWEB
 - ⑫ 消費税Q&AWEB
- 税務キーワードWEB**
 - ① 税務キーワードWEB内で探す
 - ② 税務キーワードWEB内で探す

リニューアル後のホーム画面

第一法規株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：田中英弥）は、税理士事務所向けデータベース「税務・会計データベース」において、2025年7月24日(木)に「Standardシリーズ」をリニューアルいたしましたので、お知らせいたします。

今回のリニューアルでは、より“実務で使える”機能を追求し、情報を「探す」だけでなく、「活かす」ための仕組みを徹底的に強化しております。
新しくなった「Standardシリーズ」をぜひこの機会にご体験ください。
(「[税務・会計データベース](#)」Standardシリーズ)

■主なリニューアルポイントについて

必要な情報を選んで印刷

解説の根拠となる法令・通達の条文や用語解説をまとめて印刷できる。
顧問先への説明や事務所内資料の作成がスムーズに。

印刷設定

印刷したい項目を選択してください。

全選択／全解除
 解説
 根拠法令 根拠法令の条文を併せて印刷
 用語解説 用語の解説を併せて印刷

※根拠法令は「D1-Law.com 税務・会計法規」を、用語解説は「税務キーワードWEB」をご契約の場合に印刷できます。
※根拠法令、用語解説は表示に時間がかかることがあります。

マーカーの表示 表示する 表示しない
検索ヒット箇所の表示 表示する 表示しない

※マーカーや検索ヒット箇所の印刷には、ブラウザの設定でハイライト等の印刷機能を有効にする必要があります。

印刷項目はカスタマイズ可能！

「ここが大事」を要チェック

重要ポイントにマーカーを引くことで、「クライアント仕様」の説明資料に早変わり。

◎コロナ禍で一定期間役員給与を減額
業績の著しい悪化が不可避と認められる場合
○子会社の借入返済のため役員給与
業績のため職務執行ができない場合の役員給与を支給した歩合給、純率給の取扱い
◎役員のゴルフ代
役員の福利厚生により定期同額給与を一定額合併による定期同額給与の増額
◎法人成りしたときに支給した従業員の社長への渡し交際費の扱い
◎役員報酬を増額した場合の一括支給
社長への経営利益の供与
社長の給与を一時的に超過すると事前確定届出給与を届出通りに支払わなくて
◎会計参与とその報酬
◎特定譲渡制限付株式（いわゆるリスクリミテッド）事前確定届出給与について、届出金額とうち向役員手当は認められるか
社長の役員手当は認められるか
社長の子弟との給料
◎役員社宅の家賃
役員の親族である使用人の過大給与
◎不正な経理によって支出した役員給与の取扱い
商談のための社長夫妻の海外出張

定期同額給与の増減額の取扱いについて

Q

当社は食品販売業を営んでおります。当社の決算は3月です。この度、定期株主総会を6月25日に開催し、役員給与の増額を決議しました。役員給与を定期同額給与の増額

A

定期同額給与の改定が行われた場合、改定の前後の各支給時期における支給額や、源泉徴収等後の金額（手取額）が同額である必要があります。
貴社の場合、**6月25日の定期株主総会で役員給与の増額を決議**しておりますので、改定後の6月30日より増額支給の必要があるのではと疑問をお持ちする社員の額であると考えることができます。今回の6月25日の定期株主総会の決議は、翌執行期間に係る役員給与と捉えれば、7月31日を第1回目として、改定前の支給額または手取額が同額であるという要件を満たしますので、貴社の支給する役員給与は**定期同額給与**の支給として取り扱われます。

解説

1 定期同額給与の通常の改定

定期同額給与とは、その支給時期が1月以下の一定期間ごとである給与で、かつその事業年度の支給額または、源泉徴収等後の金額（手取額）が同額のものであることを指す。この定期同額給与は、通常は、定期株主総会で決議されます。この定期株主総会で役員給与の額の変更が決議された場合には、次の2つの支給がそれ

- ① 事業年度開始の日から定期改定後の最初の支給時期の前日までの各支給時期における支給額
- ② 給与改定前の最後の支給時期の翌日から、その事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額

→

2色のマーカーをご用意！

欲しい情報に迷わず一直線

Q&A、税務用語、国税4法の全条文・通達の逐条解説を、キーワードひとつで横断検索。

タブでカテゴリを切替え可能！

リニューアルポイントは上記のほかにも多々ございます。

お気軽にお問合せください。

■ 「税務・会計データベース」について

シンプルな操作で、欲しい情報・根拠情報・関連情報に即アクセス。

法人税法・所得税法・相続税法・消費税法等の主要な税目をそろえた充実のコンテンツラインナップで、実務を強力にサポートするデータベースです。

(税務・会計データベース)

【会社概要】

会社名：第一法規株式会社

所在地：東京都港区南青山2-11-17

代表者：代表取締役社長 田中英弥

設立：昭和18年2月3日 (創業明治36年)

事業内容：

1. デジタル商品の企画・販売
2. 加除式法規書の出版・販売
3. 学術書、実務書の出版・販売
4. 専門雑誌の出版・販売
5. 特別受注出版物等の編集・印刷
6. 地方公共団体の地域施策に関する調査事業

URL : <https://www.daiichihoki.co.jp>

当プレスリリースURL

<https://prtmes.jp/main/html/rd/p/000000795.000059164.html>

第一法規株式会社のプレスリリース一覧

https://prtmes.jp/main/html/searchlp/company_id/59164

【本件に関する報道関係者からのお問合せ先】

第一法規株式会社

販売促進第一部

zei-support@daiichihoki.com